

平成十八年内閣府・経済産業省・国土交通省令第
二号

中心市街地の活性化に関する法律第十五条
第三項の中心市街地活性化協議会の組織の
公表に関する命令

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法
律第九十二号）第十五条第三項の規定に基づき、
中心市街地の活性化に関する法律第十五条第三項
の中心市街地活性化協議会の組織の公表に関する
命令を次のように定める。

（公表する事項）

第一条 中心市街地の活性化に関する法律（平成
十年法律第九十二号。以下「法」という。）第
十五条第三項の規定による公表は、次に掲げる
事項について行わなければならない。

一 中心市街地活性化協議会の構成員の氏名又
は名称

二 中心市街地活性化協議会の規約の内容
（公表の方法）

第二条 法第十五条第三項の規定による公表は、
事務所又は事業所で公衆に閲覧させるととも
に、インターネットの利用その他の適切な方法
により行うものとする。

附 則

この命令は、中心市街地における市街地の整
備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関す
る法律の一部を改正する等の法律（平成十八年
法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月
二十二日）から施行する。